

2月1日(金)～

「シャトーカミヤ」デザインのご当地ナンバープレートの交付が始まりました



2月1日(金)から、牛久市で交付しているバイク(50cc以下、90cc以下、125cc以下)、ミニカー、小型特殊のナンバープレートが、国の重要文化財「シャトーカミヤ」をデザイン化したものになりました。

交付場所・時間 税務課窓口(平日午前8時30分～午後5時15分)

プレートの色と対象車種 白(～50cc以下)、黄(～90cc以下)、桃(～125cc以下)、青(ミニカー)、緑(小型特殊)

手続き方法 登録する方の認め印の他、手続き内容により次の書類をご用意の上、税務課窓口での手続きをお願いします。

- ・新規登録の場合 販売証明書
 - ・譲渡の場合 譲渡する方の押印済譲渡証明書
 - ・従来のナンバープレートからの交換の場合 現在所有のナンバープレート、標識交付証明書
- ※代理申請の場合には、ご本人の委任状が必要になります。

※ナンバープレートは、従来どおり順番に交付しますが、交付開始前に行った希望番号の応募により、既に一部の番号が登録済みとなっていますのでご了承ください。

※現在登録済の従来のナンバープレートは、引き続き使用可能です。なお、新しいナンバープレートに交換することもできます。

問 税務課(資産税グループ) ☎内線1051～1054

消費生活センター だより

消費生活に関するご相談は牛久市消費生活センターへ

【相談日】 月～金曜日(午前9時～午後4時)

【問い合わせ】 牛久市消費生活センター ☎830-8802 FAX830-8803

相談

注文していない健康食品の 送りつけ商法に注意!

高齢の母宅に突然電話があり、「注文を受けた健康食品を代金引換配達で送る」と言われた。母は全く心当たりがなかったその旨を伝えると、業者は「注文がなければ住所、氏名は分からない。確かに注文を受けた記録があるので支払え」と強い口調で言い、一方的に電話を切った。業者の名前は、はっきり聞き取れず、連絡先、住所も分からない。商品が届いたらどうすればよいか不安になっている。

対処方法

高齢者宅を狙った、送りつけ商法の被害が報告されています。判断力の低下に乘じ強引に送りつけ、支払いを迫るといふ悪質な手口もあり注意が必要です。

- ◆申し込んだ覚えがなく、購入するつもりがなければきっぱり断ること。
- ◆断ったにもかかわらず、商品が送りつけられた場合、商品を受け取り拒否する。いったん支払ってしまうと代金を取り戻すことは非常に難しいので、確認の取れない荷物宅配業者に受け取り拒否を伝えるようにする。

※トラブルに遭われた方は、一人で悩まず早めにご相談ください。

